

コロナ時代を生き抜け！

2020年7月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2020年7月 雇用形態別・相談者数・月別集計」より

2020年7月の相談者数は94人で前月（87人）と比べて増加し、前年同月（73人）と比べても、増加しています。

相談項目数については、137件、一人あたり1.46件となっており、前月（119件）と比べて、増加し、前年同月（102件）より増加しています。

【相談者数・相談件数・一人当相談件数の比較】

	相談者数（人）	相談件数（件）	一人当相談件数（件）
2020年7月	94	137	1.46
2020年6月	87	119	1.37
2019年7月	73	102	1.40

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2020年7月 雇用形態別・相談者数・月別集計」より

男性54人（57.4%）、女性40（42.6%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、正社員51人（54.3%）、正社員以外35人（45.7%）となっています。

正社員以外では、パートが12人（12.7%）、契約11人（11.7%）、求職者7人（7.5%）、派遣5人（5.3%）、アルバイト4人（4.2%）、嘱託3人（3.2%）、季節1人（1.1%）です。

今回の相談者数は正規労働者が非正規労働者を上回り、男性労働者の相談数は女性労働者の相談数を上回っています。

【雇用形態別 相談者数(人)】

	社員	契約	パート	バイト	嘱託	季節	派遣	その他	合計
男	34	4	2	3	3	1	2	5	54
女	17	7	10	1	0	0	3	3	40
計	51	11	12	4	3	1	5	7	94

3) 業種別相談者数について

「資料 2. 2020 年 7 月 業種別・相談者数・月別集計」より

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「その他サービス業」19人(20.2%)、「卸・小売業・飲食店」15人(15.9%)、「建設・設計・重機業」11人(11.7%)、「社会福祉・介護」10人(10.6%)、「陸運・倉庫業」10人(10.6%)、「宿泊・娯楽業」7人(7.4%)、金融・保険業5人(5.3%)、通信・報道・IT業」3人(3.2%)、食品製造業3人(3.2%)、交通業2人(2.1%)、「医療・保健・医薬品業」2人(2.1%)、教育・学習支援業、農林水産業、会計・行政・法律事務所、廃棄物処理業、その他製造業がそれぞれ1人(1.1%)と続いています。

今月も、「小売業・飲食店」からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料 3. 2020 年 7 月 相談件数（業種別）」より

相談項目別相談件数では全体で137件です。

「賃金関係」34件(24.8%)、「労働契約関係」33件(24.1%)、「雇用関係」17件(12.4%)、「労働時間関係」16件(11.7%)、「退職関係」11件(8.0%)、「労働安全関係」8件(5.8%)、「差別等」7件(5.1%)、「労務管理など」6件(4.4%)、「保険・税関係」5件(3.6%)、と続いています。

今月はコロナ感染に関する賃金減額、残業代の未払いに関する相談が増え、同様に解雇、雇止めなどの雇用関係の相談も増えています。

加えて、定番となっている年次有給休暇（年休）に関する相談も相変わらず高い数値を維持しています。

5) 違法率について

「資料 4. 2020 年 7 月 違法件数（相談項目別）」より

相談項目数のうち、違法件数65件、違反率は47.4%で、前月(40.3%)より増加しています。

「賃金関係」19件(29.2%)、「労働契約関係」17件(26.2%)、「雇用関係」9件(13.8%)、「労働時間関係」7件(10.8%)、「差別等」5件(7.7%)、「退職関係」4件(6.2%)、「労働安全衛生」2件(3.1%)、「保険・税」1件(1.5%)、「労務管理等」1件(1.5%)と続きます。

今月はコロナ感染に関する賃金減額、残業代の未払いに関する違反が増えていて、不当な解雇も増えています。

2. 7月の雇用情勢

新型コロナウイルスの感染拡大という世界的危機のなかで、国内では安倍政権の場当たり、無策によって、さらに感染が拡大し労働者の解雇、雇止めが拡大しています。

厚生労働省は7月3日の時点で新型コロナに関する雇止め、解雇は3万人を超えたと発表し、その後も、雇用の打切りが増えています。

多くの企業では大変厳しい状況となり、事業所の営業時間短縮、閉鎖や臨時休業、特に飲食業、宿泊業が深刻で客の激減により休業や倒産も増えています。

その犠牲になるのは、解雇や自宅待機を強いられる労働者です。

当労働相談センターに解雇、雇止め、自宅待機、賃金減額など多くの相談が寄せられますが、相変わらず多いのが自宅待機を命じながら休業手当を支払わないケースです。労働基準法で休業の場合は平均賃金の60%の手当を支払う義務があります。企業のほうもコロナ対策の雇用調整助成金の特例も設けられて、中小企業の場合は、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当のうち最大100%まで国から助成されます。

しかし、事業主のなかでは手続きが面倒だとして、この雇用調整助成金を有效地に活用していないところもあります。

最新のコロナ対策として、休業手当を受け取っていない労働者を対象に、1日11,000円を上限として平均賃金の80%を国から直接労働者に支給されるものです。このように経営者が支給しない場合は、労働者が直接請求できる制度でもあります。

コロナ後の新たな仕事のスタイルとして自宅での仕事、テレワークが導入されていますが、労働時間の管理、残業代の未払い、仕事上のトラブル、自宅の電気代などの経費などの諸問題が発生していて、この種の相談も増えてきています。

以上、新型コロナウイルス感染の関係は、もちろんのこと、一般的な賃金未払、自宅待機、解雇などで困っている、悩んでいる場合は、ぜひ、当労働相談センターに相談して下さい。

なお、賃金、労働条件を改善するためには、個人の労働者で解決することは難しいものがあり、差別をなくし、公正な待遇の確保を要求していくためには、職場内で労働組合を結成し、又は、一人でも加入できる労働組合、札幌パートユニオンなどに加入し、会社に要求し、改善を求めていくことが必要です。

以上

【項目別参考資料】

資料1. 2020年7月 雇用形態別・相談者数・月別集計

資料2. 2020年7月 業種別・相談者数・月別集計

資料3. 2020年7月 相談件数(業種別)

資料4. 2020年7月 違法件数(相談項目別)